

第11章 運営費交付金と自己収入

吉田香奈（山口大学）

1. 研究の背景と目的

本章では、法人化により国立大学が収入確保の面でどのような経験をし、どのような問題に直面しているのかを明らかにすることを目的としている。

国立大学の収入は、①国等からの収入（運営費交付金、施設整備費補助金、船舶建造費補助金、補助金等収入、国立大学財務・経営センター施設費交付金等）②自己収入（授業料、入学金及び検定料収入、附属病院収入、雑収入・・・以上運営費交付金対象収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入、科学研究費補助金（※間接経費のみ）、その他・・・以上運営費交付金対象外収入）、③その他の収入（長期借入金、短期借入金、その他）から得られる。

国立大学財務・経営センター国立大学法人財務分析研究会編(2006: 41)によれば、経常的な活動にかかる収益のうちどの程度を運営費交付金に依存しているかを示す指標である「交付金依存度」（運営費交付金収益を経常収益で除した割合）は、平成16年度は平均52.8%であった。ただし、これは附属病院の有無によって分母が大きく異なるため、経常収益から附属病院収益を除いて計算した場合では平均64.4%となる。つまり、附属病院を除いた場合、国立大学は約6割の経常収益を交付金に依存し、残りの4割を他の収益でまかなっていることになる。交付金依存度が高ければ高いほどこの削減は大学経営に大きなインパクトをもたらすため、各大学は交付金以外の収入を増加させるとともに経費節減を迫られることになる。

そこで、本稿では、各大学が運営費交付金制度をどのように評価しているのか、また、特別教育研究経費・新規組織整備の資金や、運営費交付金以外の自己収入を増加させるためにどのような努力を行っているのかについて、2006年1月に実施された「国立大学法人の財務・経営の実態に関する全国調査」の結果から明らかにする。

なお、分析に使用する大学類型については国立大学財務・経営センター国立大学法人財務分析研究会編(2006)に示された大学特性格別区分を用いるものとする¹。

2. 運営費交付金制度導入に対する各大学の評価

2-1 運営費交付金制度の導入と効果

昭和39年度に開始された国立学校特別会計は40年間の歴史に幕を下ろし、変わって平成16年度より一般会計からの運営費交付金や施設整備補助金等の交付が開始された。法人発足初年度の運営費交付金は、前年度以前の予算実績等に基づいて積算された「運営費交付金対象事業費」から「運営費交付金対象収入」を控除して算出され、次年度以降はこれを基準として効率化係数等を乗じて交付額が算出されている（以下、運営費交付金算定ルールと記す）。表11-2-1は、運営費交付金算定ルールにおける主な増減要因を整理したものである。算定ルールの枠の中で運営費交付金が増加するパターンは対象事業費が増加する場合と対象収入が減少する場合の2通りが考えられる。また、

運営費交付金が減少するパターンでは対象事業費が減少する場合と対象収入が増加する場合の2通りが考えられる。特に効率化係数と附属病院経営改善係数は毎年度交付金の算定に影響を及ぼす項目であり、確実に交付金が減少していく仕組みとなっている。

表 11-1 運営費交付金算定ルールにおける主な増減要因

運営費交付金が増加するパターン	運営費交付金が減少するパターン
○対象事業費が増加する場合 ・組織整備により学生定員または算定教員数が増加する場合 ・施設の経年別保有面積の変動による場合	○対象事業費が減少する場合 ・効率化係数(△1%) ● ・組織整備により学生定員または算定教員数が減少する場合 ・施設の経年別保有面積の変動による場合
○対象収入が減少する場合 ・組織整備により学生定員が減少する場合 ・授業料等の標準額が下がった場合	○対象収入が増加する場合 ・附属病院経営改善係数(2%) ● ・組織整備により学生定員が増加する場合 ・授業料等の標準額が上がった場合

※山口大学(2006)、7頁。

そこで、効率化係数等による交付金の削減に対してどのように対応しているかを各大学に尋ねたところ、(運営費交付金以外の)収入増と経費節減の両方を重視するという回答が半数以上の54.8%を占めた。しかし、これを大学特性別にみると、旧帝大や医科大では両方を重視している割合が高いが、教育大や大学院大では経費節減によって対応している割合の方が高い。表 11-2-2 に示すように、教育大や大学院大は交付金依存度が高いため、より厳しい経費節減が必要とされていると考えられるが、収入増は容易ではない。なお、収入増のみにより対応を図るのは医総大に属する大学31校のうち1校(3.2%)のみであった。

図 11-1 効率化係数等への対応

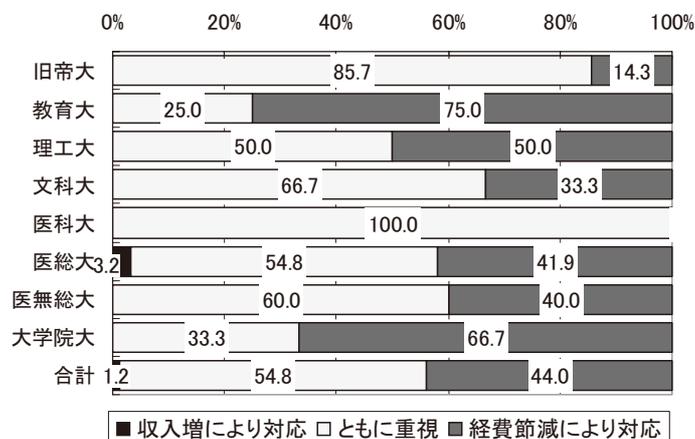


表 11-2 大学特性別にみた交付金依存度(H17)

	交付金 依存度(1)	交付金 依存度(2)
旧帝大	49.0%	63.4%
教育大	71.4%	71.4%
理工大	58.8%	58.8%
文科大	55.7%	55.7%
医科大	31.7%	74.2%
医総大	40.2%	64.1%
医無総大	57.6%	57.6%
大学院大	74.2%	74.2%
平均	52.8%	64.4%

出所：国立大学財務・経営センター国立大学法人財務分析研究会編(2006)，150-153，312-315頁。

※交付金依存度(1)＝〔運営費交付金収益／経常収益〕×100

※交付金依存度(2)＝〔運営費交付金収益／(経常収益－附属病院収益)〕×100

ただし、分子から附属病院の一般診療業務に対する運営費交付金(非公表)を除いていないため、実際はもっと低くなる。

また、運営費交付金制度の大きな特色は、使途が各大学の裁量に委ねられているところにある。これは、大学の自主性・自律性の向上や教育研究の活性化を図ることなどを目的としている。法人化前は国の会計制度や文部科学省からの配分事項等に基づいて予算編成が行われていたが、法人化後は人件費を含めた全ての費用及び全ての収益について大学独自の予算編成が行われるようになった。学内予算編成は各大学の立てた中期目標・計画および年度計画を実施するために編成されている。

また、国として新たな教育研究ニーズに重点配分を行う仕組みとして「特別教育研究経費」が交付金算定ルールに設けられたことも大きな特徴である。これは、法人化前の新規概算要求部分にほぼ相当する。

果たして、運営費交付金の導入は期待された効果をあげているのだろうか。今回の調査では、運営費交付金が①管理運営の合理化・効率化、②教育・研究の活性化、③社会貢献活動の拡充、について効果を挙げているかどうかについて、それぞれ5段階で尋ねている。これを、効果がある＝5、やや効果がある＝4、どちらともいえない＝3、あまり効果がない＝2、効果がない＝1、として大学特性別に平均値を算出したものが図 11-2-2～11-2-4 である。附属病院を有しない総合大学(医無総大)が全てにおいて最も平均値が低く、交付金制度導入の効果が低いと見なされている。自由記述には交付金のデメリットとして『実際には予算が固定化されてしまい、人件費のシェアが高いため動きがとれない』(医無総大)という問題点が指摘されている。国立大学財務・経営センター国立大学法人財務分析研究会編(2006)によれば、業務費に占める人件費率では医無総大は教育大に次いで高い(表 11-2-3)。医無総大に分類される大学は2学部以上を有し、学生収容定員は5,000人以上の大学が多く、多様で大規模な教育研究を支えていく上では人件費率の高さが一つのネックとなっていると考えられる。

ただし表の人件費率(2)に示したように、診療活動部分を除くとむしろ医科大や医総大の方が人件費率は高くなる点には留意しておく必要がある。

図 11-2 運営費交付金導入の効果：管理運営の合理化・効率化

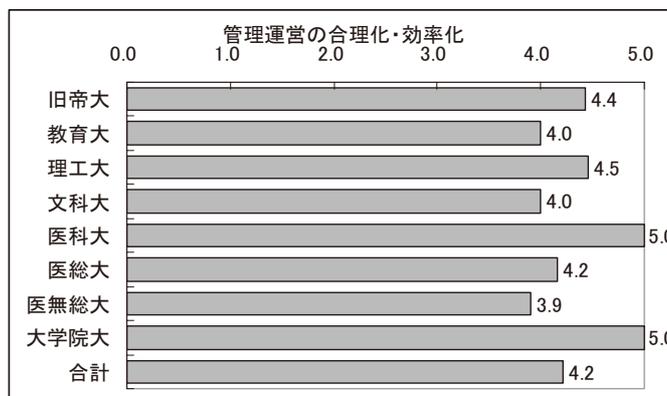


図 11-3 運営費交付金導入の効果：教育・研究の活性化

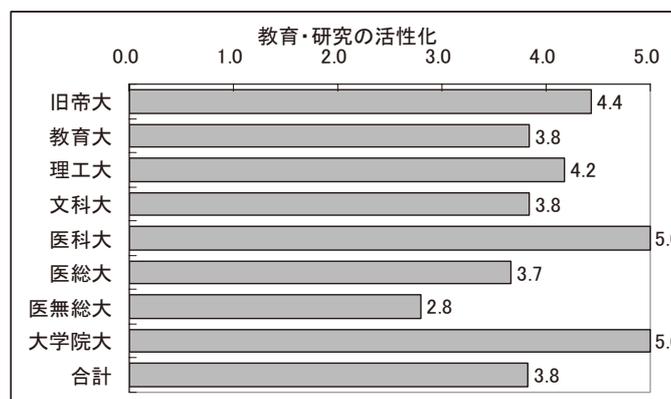


図 11-4 運営費交付金導入の効果：社会貢献活動の充実

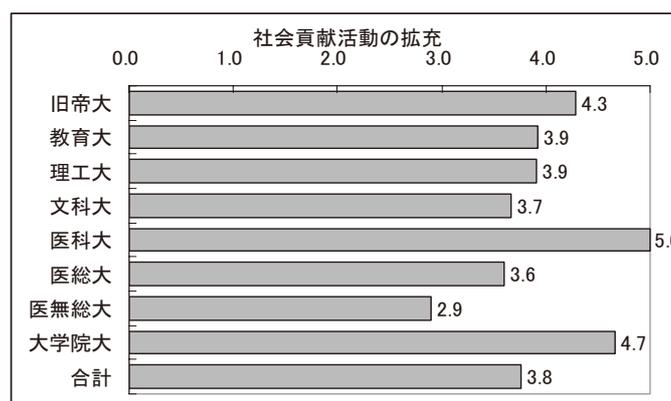


表 11-3 業務費に占める人件費率（大学特性別平均）

	人件費率(1)	人件費率(2)
旧帝大	57.4	68.8
教育大	78.8	78.8
理工大	67.8	67.8
文科大	76.2	76.2
医科大	48.1	81.3
医総大	59.2	79.1
医無総大	77.7	77.7
大学院大	44.7	44.7

出所：国立大学財務・経営センター国立大学法人
財務分析研究会編(2006)，372-375頁。

※人件費率(1)＝人件費／業務費

※人件費率(2)＝医療職種を除く人件費／（業務費－診療経費）

2-2 運営費交付金のリミット・デメリット

上記の設問に加えて、運営費交付金のメリット・デメリットが自由記述形式で多く寄せられた。これには、大学の特性別分類を超えた共通の意見が多かった。以下に要点を整理する。

<メリット>

- ・ 使途・・・使途の自由度が高い／(項)(目)の縛りが無い／人件費と物件費の制約が無い／予算編成の自由度が高い／戦略的な資源配分が可能／効果的・効率的な資源の活用可能
- ・ 年度繰り越し・・・可能／年度内消化の弊害が減った

<デメリット>

- ・ 交付金額・・・総額が少ない／将来における安定的な支給に不安／初めから大学間格差
- ・ 交付内容・・・経営的な経費のみカバーし施設整備等投資的経費を無視している
- ・ 効率化係数・附属病院経営改善係数・・・効率化係数による削減／教育研究の基盤的経費に影響／研究の基礎的な部分の保証が危惧／活動の縮小が必要となった／長期的な見通しが立たない／各大学の各年度の特殊事情が反映されにくい
- ・ 外的要因への対応・・・人事院勧告など外的要因に弾力的に対応しにくい
- ・ 使途・・・実際に人件費のシェアが高いため動きが取れない／教員養成系大学では附属学校の出費が多く特に人件費の占める割合が高いため事業費を確保しにくい／渡し切りと良いながら収益化の方法、剰余金の承認等色々な制限が課されている
- ・ 年度繰り越し・・・単年度に近い制度であり従来の駆け込み使用に陥りやすい
- ・ 全体・・・基盤的教育研究費を減少させ競争的教育研究費に移行させているが地方大学ではデメリットの方が大きい／算定に科学技術の向上への視点が強く、高等教育のあり方に対する視点が不足している／競争的資金の配分比率が多すぎる

3. 特別教育研究経費・新規組織整備の獲得への取り組み

次に、特別教育研究経費および新規組織整備について見ていく。特別教育研究経費は国の政策として必要な人材養成、学術研究の推進など、各大学が既存の資金の範囲内で実施することが困難な新たな教育研究プロジェクト等を幅広く支援する仕組みである。先にも述べたように、これは法人化以前の新規概算要求にほぼ相当するものである。以下に法人化以前と以後の概算要求の違いを整理する。

<法人化以前>

概算要求

- (1) 基準概算・・・基準概算関係資料に基づく要求（管理運営費等の経常的既定経費）
- (2) 新規概算・・・1) 政策的経費要求（新たな研究設備費など）
 - 2) 純新規 ①機構・定員（定員及び組織の要求）
 - ②経費（組織及び定員要求に伴う運営費などの経費要求）

<法人化以後>

概算要求

- (1) 既定部分（運営費交付金算定ルールによって決定）
 - 1) 学部教育等標準運営費交付金
 - 2) 特定運営費交付金（以下の(2)の1)を除く）
 - 3) 附属病院運営費交付金
- (2) 新規部分
 - 1) 上記(1)の2)のうち、
 - ①特別教育研究経費・・・a) 教育改革、b) 研究推進、c) 拠点形成、d) 連携融合事業、e) 特別支援事業 に対する経費
 - ②特殊要因経費・・・退職手当、一般施設借料、移転費等
 - 2) 新規組織整備・・・学部・大学院組織の改組・新設等

特別教育研究経費は上記 a)～e) の5つに区分され、大学からの申請に基づき審査・決定されている。また、新規組織整備では学部・大学院組織の改組・新設等が要求されるが、法人化後の新規組織整備では、学生定員の増減に伴う教員数または教育研究経費の増減が生じない場合は概算要求事項とはならない。

なお、特別教育研究経費は平成17年度より現在の形でスタートした。平成16年度では細分化されていた事項が、これら5つの区分に組み替えられ、一部の経費は特殊要因経費へと組み替えられた（図11-3-1、文部科学省作成・平成17年度概算要求関係資料より）。組み替えられた事項には、法人化以前の新規概算要求の新規設備に相当する事項や、新規概算要求とは別に要求を行っていた事項が含まれている。言い換えれば、特別教育研究経費は、法人化以前の新規概算要求の一部分および概算要求とは別に要求が行われていた事項を組み合わせて新たに編成された経費であると言え

る。

図 11-5-1 特別教育研究経費にかかる組替表

平成16年度予算		平成17年度概算要求	
事 項		事 項	
国費留学生経費	平成17年度は 特殊要因経費へ	教育改革経費	
障害学生学習支援等経費			
卒後臨床研修必修化に伴う研修経費			
病院業務改善合理化経費(導入一時経費)			
特別選抜等実施改善経費	平成16年度限り	研究推進経費	
アドミッションセンター推進経費			
入学者選抜方法改善経費			
学生支援特別経費			
戦略研究プロジェクト推進事業費			
先導的研究機関支援経費			
大型基礎研究等経費			
高度先進医療開発経費			
拠点型共同利用研究促進事業			
地震火山噴火予知計画事業費			
共同利用研究システム経費			
教育特別設備費			
研究特別設備費			
研究基盤支援促進設備費			
大学院教育設備費			
附属学校等設備費			
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー設備費			
教育研究充実設備費	連携融合事業経費		
特別医療機械購入費			
コバルト60線源更新費			
図書購入費			
古文献資料収集・整理経費			
図書館高度化設備費			
	特別支援事業経費		

調査では、上記の特別教育研究経費に加えて新規組織整備について、申請数・採択数、全学レベルでの獲得のための特別な取り組み、優先順位決定の際の重視項目、要求案作成における役割・影響力について尋ねている。

3-1 採択率

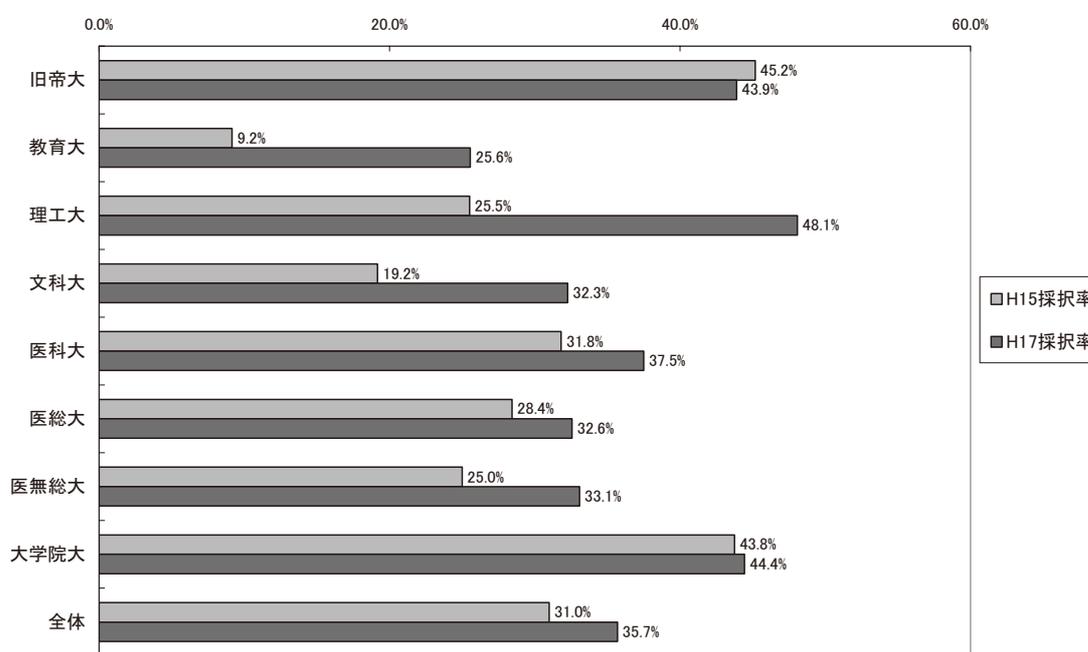
図 11-3-2 は法人化以前と以後の概算要求の採択率の違いを表したものである。H15 年度採択率は法人化以前の新規概算要求の採択率を示しており、H17 年度採択率は法人化以後に導入された特別教育研究経費と新規組織整備を合わせた採択率を示している。

H15 年度と H17 年度を比較すると、旧帝大を除く全ての類型で採択率が上昇しており、平均でも 31.0%から 35.7%に上昇している。特に、理工大では 22.6%、教育大では 16.4%、文科大では 13.1%も増加しており、大学特性によって採択率に大きな差が生じている。これは、法人化以後の新規概算要求のうち、特別教育研究経費が法人化以前の新規概算要求の一部分および概算要求とは別に要

求が行われていた事項を組み合わせで編成されていることと関係が深い可能性がある。つまり、従来の新規概算には含まれなかった要求事項が含まれているため、単純に採択率が上昇しているという見方である。しかし、明確な理由は不明である。

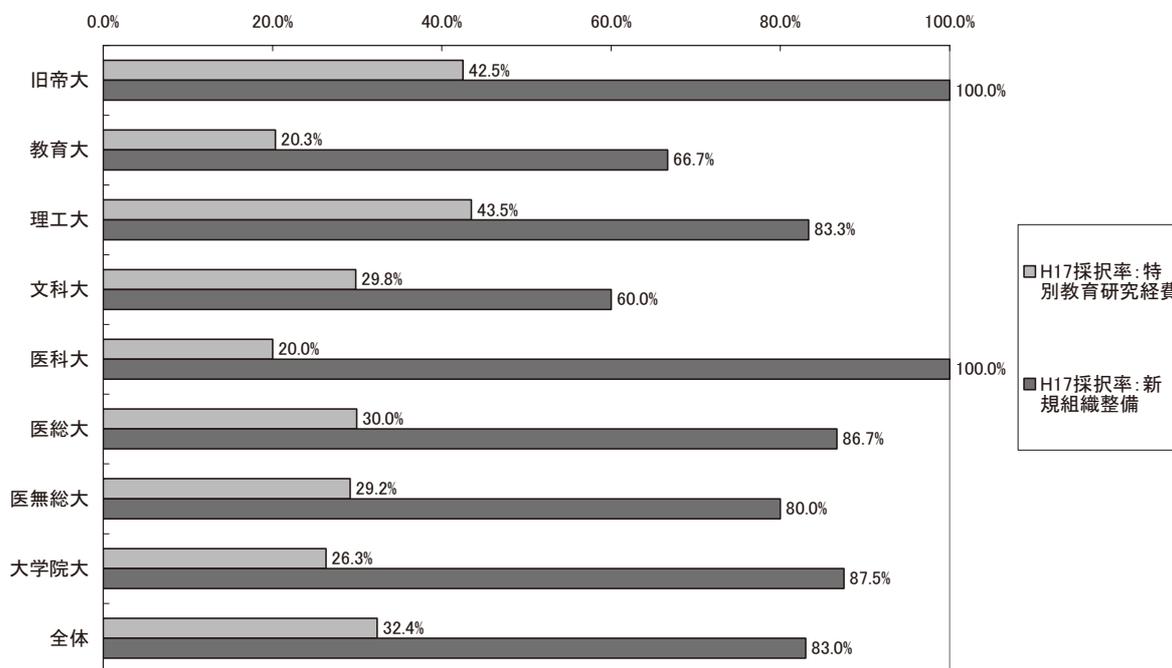
また、図 11-3-3 は H17 年度の採択率を特別教育研究経費と新規組織整備に分けて計算したものである。特別教育研究経費の採択率は平均 32.4%、新規組織整備は平均 83.0%で後者の方が高い。また、大学特性別に見ると、特別教育研究経費は理工大の採択率(43.5%)が最も高く、次いで旧帝大(42.5%)が高い。一方、新規組織整備は旧帝大と医科大(100%)が非常に高くなっている。

図 11-5-2 新規概算要求の採択率



※H17採択率は特別教育研究経費と新規組織整備の両方を含む

図 11-5-3 特別教育研究経費と新規組織整備の採択率(H17年度)



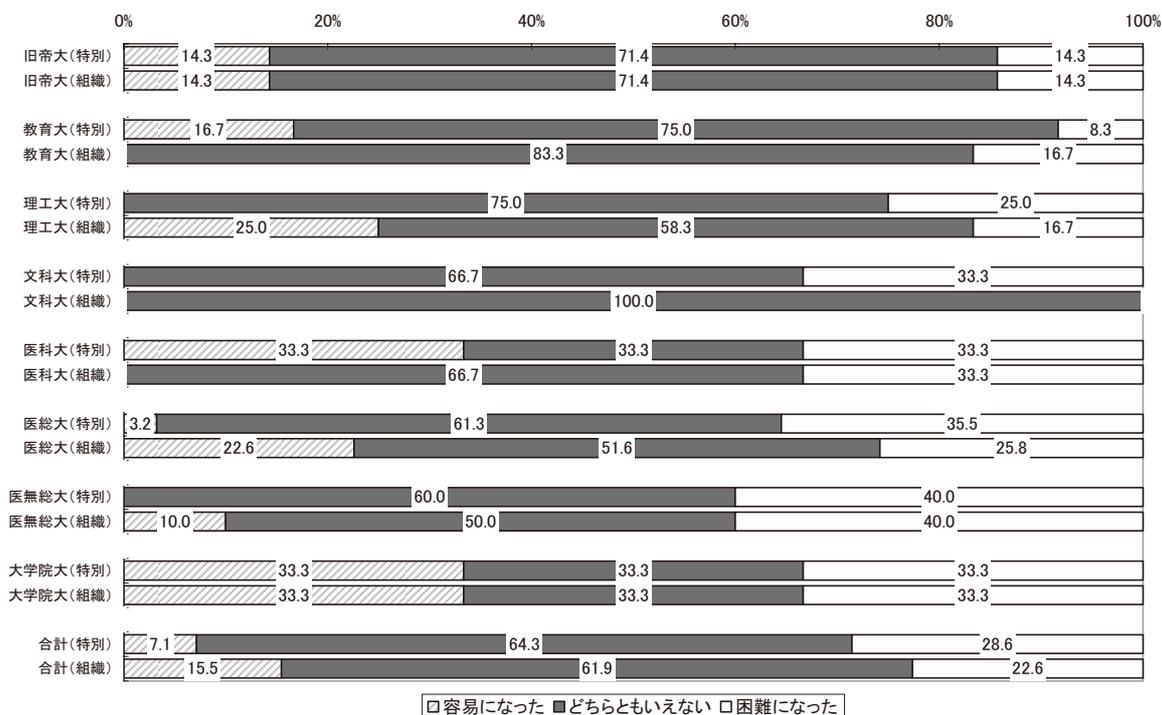
3-2 概算要求時代と比較した獲得のし易さ

図 11-3-4 は法人化以前と比較した特別教育研究経費と新規組織整備の獲得のし易さを比較したものである。

全体では、双方とも「困難になった」(28.6%、22.6%)が「容易になった」(7.1%、15.5%)を上回る結果となった。しかし、両者を比較すると新規組織整備の方が獲得は容易になったと感じている割合が高い。

これを大学特性別に見ると、旧帝大・大学院大では特別教育研究経費も新規組織整備も獲得の困難さは同じである。一方、教育大・医科大では特別教育研究経費の方が容易になったと感じており、反対に理工大・文科大・医総大・医無総大では新規組織整備の方が容易になったと感じている。採択率が大きく伸びた理工大・教育大・文科大では、理工大・文科大は新規組織整備、教育大では特別教育研究経費が採択されやすかったと見ることができよう。

図 11-5-4 概算要求時代と比較した獲得のし易さ



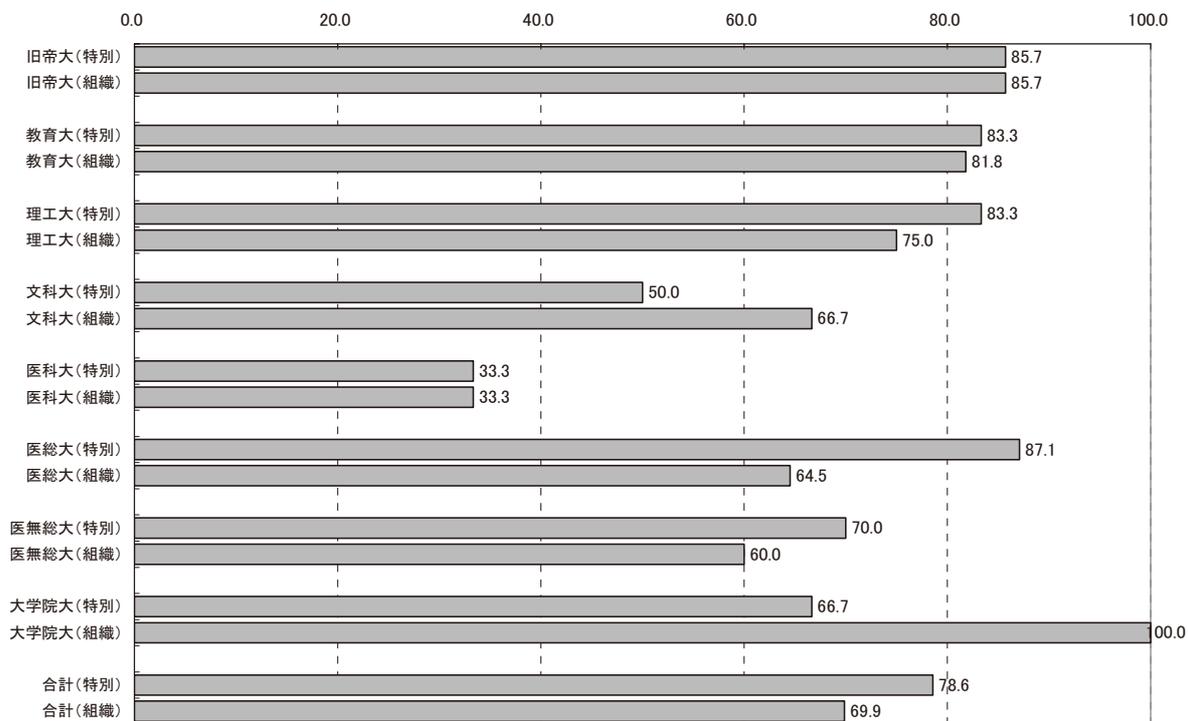
3-3 獲得への全学的な取り組みと優先順位の設定

3-3-1 全学的な特別な取り組みの有無

特別教育研究経費は78.6%、新規組織整備は69.9%の大学で特別な取り組みが実施されている。具体的な取り組みとしては特別教育研究経費については「ヒアリングの実施」(学長、役員、理事、副学長、財務部等)、「検討委員会等の設置」(予算会議、予算部会、財務委員会、概算要求ワーキング、学術推進企画室、教育研究等戦略会議、研究推進企画室、企画調整室、経営政策室、研究戦略委員会、戦略的研究企画推進委員会、プロジェクト戦略室など)、「特色ある研究の推進」(要求に向けた学内重点配分の実施、教育・研究プロジェクトの学内公募など)が挙げられる。また、新規組織整備についてもヒアリングの実施、検討委員会等の設置(学域等組織再編会議、大学再編ワーキンググループ、基本構想委員会など)が行われている。

これらの取り組みの有無を大学特性別に見ると、特別教育研究経費については旧帝大・教育大・理工大・医総大では8割を超えており、新規組織整備については旧帝大・教育大・大学院大で8割を超えている。しかし、一方で医科大では両方とも3割程度に留まっており、取り組みの差が現れている。

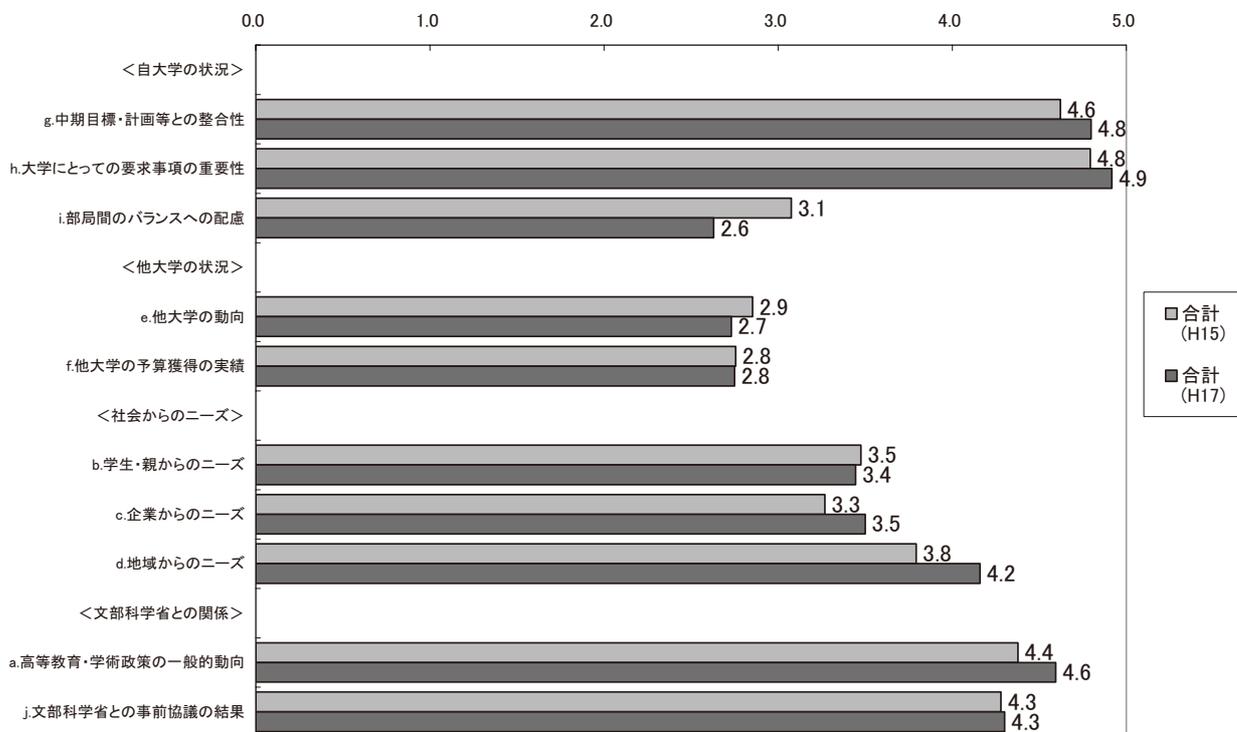
図 11-5-5 特別教育研究経費・新規組織整備の獲得への特別な取り組みの有無



3-3-2 特別教育研究経費・新規組織整備の優先順位決定の際の重視項目

では、各大学はこれらの経費を新規に要求する際にどのような点を重視して優先順位を決定しているのだろうか。図 11-3-6 は特別教育研究経費・新規組織整備の優先順位決定の際の重視項目を示している。重視した=5、やや重視した=4、どちらともいえない=3、あまり重視しなかった=2、重視しなかった=1、として、それぞれの項目の平均値を計算し、法人化前の調査と比較している。「大学にとっての要求事項の重要性」(法人化以前 4.8, 以後 4.9)、「中期目標・計画等との整合性」(4.6, 4.8)といった自大学の状況に関する項目や、「高等教育・学術政策の一般的動向」(4.4, 4.6)、「文部科学省との事前協議の結果」(4.3, 4.3)といった文部科学省との関係を示す項目は法人化以前と以後で見ても順位が変わっていないが、H17 年度の方が若干数値は伸びている。また、「地域からのニーズ」(3.8, 4.2)は 0.4 ポイント数値が上昇しており、重視する大学が増加している。

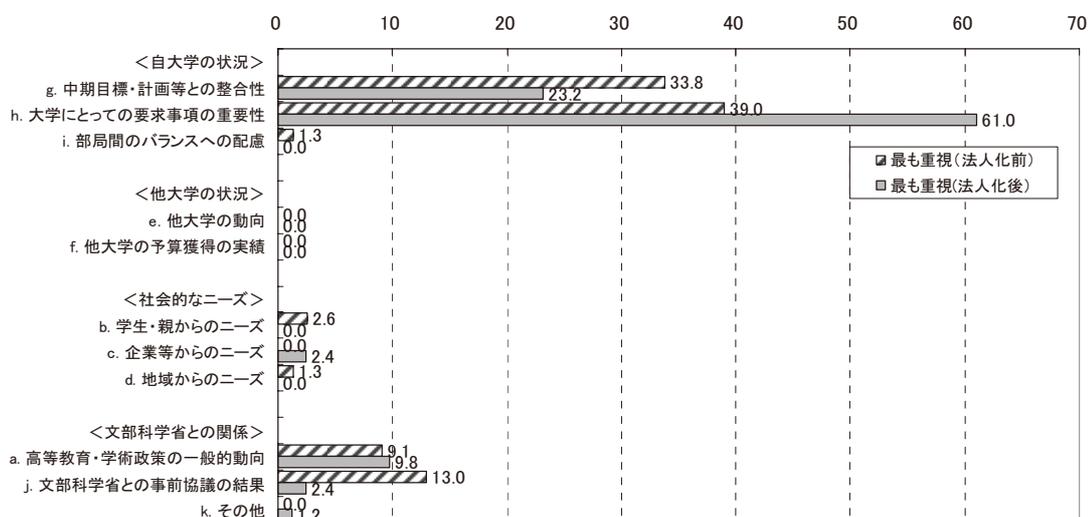
図 11-5-6 特別教育研究経費・新規組織整備の優先順位決定の際の重視項目(法人化前後の比較)



※g.はH15の「大学としての理念・計画等との整合性」、e.はH15の「他大学の概算要求の申請状況」と比較

また、これらの項目のうち「最も重視した」項目を一つだけ尋ねた結果を示したのが図 11-3-7 である。法人化以前も以後も最重要項目は「大学にとっての要求事項の重要性」で変化はないが、法人化以後の方が割合は大きく伸びている。これは、特別教育研究経費が国の政策として必要な人材養成や学術研究の推進など、各大学が既存の資金の範囲で実施することが困難な新たな研究プロジェクトを幅広く支援するという主旨と関係が深いと思われる。各大学は 1) 教育改革、2) 研究推進、3) 拠点形成、4) 連携融合事業、5) 特別支援事業の 5 つに事業のうちから、特に力を入れたい分野について予算要求を行うことになっており、大学にとってその事業がいかに必要であり、かつ、国の政策に沿っているかをアピールする必要があるからである。

図 11-5-7 特別教育研究経費・新規組織整備の優先順位決定の際に<最も>重視した項目



3-3 要求案の作成における関係者の役割の変化

次に、要求案の作成において学内で誰が影響力を持っているかについて見ていく。図 11-3-8 に示すように、法人化以前よりも果たす役割が「大きくなった」のは1)学長(76.2%)、2)理事(69.0%)、3)役員会(56.6%)であった。一方、役割が「小さくなった」のは部局長会議(現在も置いている場合)(19.6%)、全学委員会(19.2%)、部局教授会(17.9%)であった。この結果はトップダウン型の意思決定が浸透してきていることを示している。

また、図 11-3-9はこのうち最も影響力のある者をあげたものである。1番目は学長(57.8%)、2番目は理事会(43.8%)、3番目は役員会(32.1%)であった。

図 11-5-8 特別教育研究経費・新規組織整備の要求案作成における関係者の役割変化

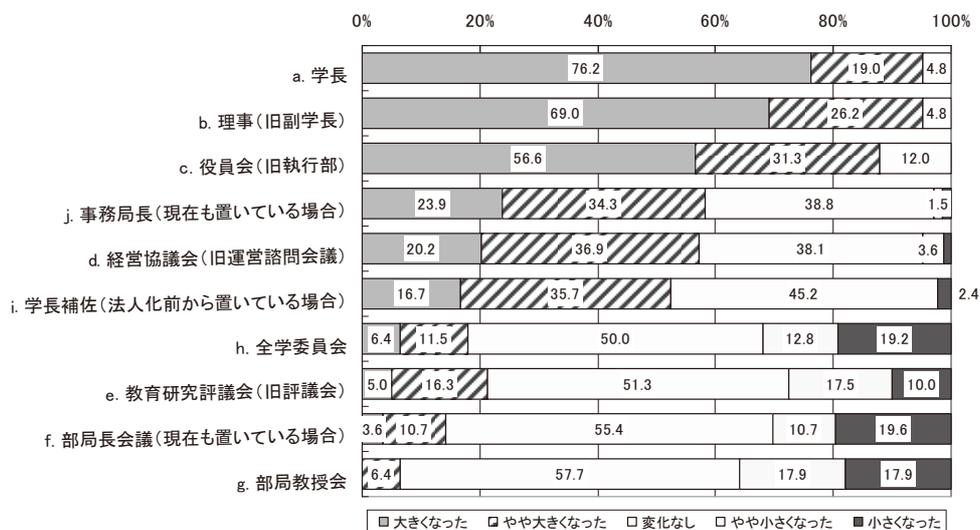
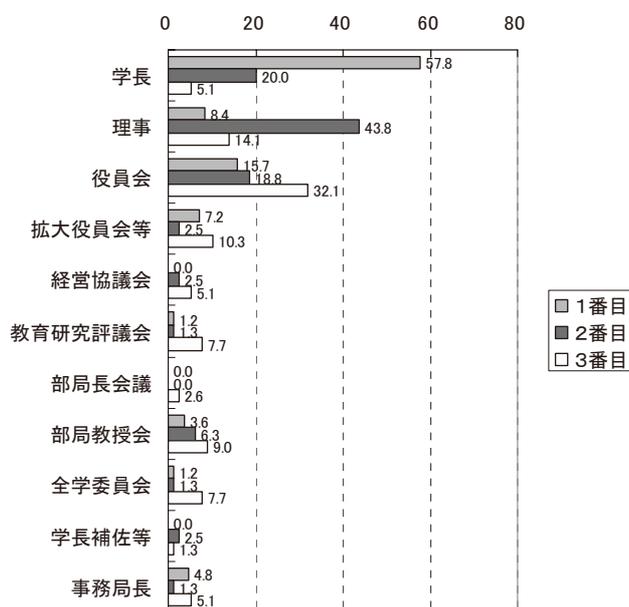


図 11-5-9 特別教育研究経費・新規組織整備の作成における関係者の影響力



4. 自己収入を増やすための取り組み

次に、運営費交付金以外の自己収入を増やすための取り組みについて見ていく。

国立大学の収入は、①国等からの収入（運営費交付金、施設整備費補助金、船舶建造費補助金、補助金等収入、国立大学財務・経営センター施設費交付金等）②自己収入（授業料、入学金及び検定料収入、附属病院収入、雑収入・・・以上、運営費交付金対象収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入、科学研究費補助金（※間接経費のみ）、その他・・・以上、運営費交付金対象外収入）、③その他の収入（長期借入金、短期借入金、その他）、から得られる。

自己収入のうち学生納付金(授業料・入学金・検定料)については文部科学省が標準額を定めているが、標準額の110%を上限とする額を各大学が設定することができる(平成19年度より120%に変更予定)。これは大学内の一部の学部・研究科のみについても可能である。

なお、運営費交付金の算定にあたっては、文部科学省が定めた「運営費交付金対象事業費」から「運営費交付金対象収入」が差し引かれる。運営費交付金対象収入に含まれる学生納付金は標準額が使用され、雑収入については過去の実績などを考慮した見積額が使用される。先にも述べたように「運営費交付金対象事業費」は法人化以前の予算実績等に基づいて積算されているため、「運営費交付金対象収入」を実際の収入が下回った場合は、法人化以前の予算規模が維持できないことになり、反対に上回った場合は効率化係数等の影響を少なくすることができる。上回った場合、経営努力の尊重やインセンティブの観点から交付金は減額されない(国立大学財務経営センター、2004: 1-20-21)。

このように、大学にとって自己収入額を確保することは運営上の重要なポイントとなる。また、運営費交付金対象外収入である受託研究・事業等収入や寄附金収入、競争的資金の間接経費等の収

入についても、獲得のインセンティブを高めるために運営費交付金の算定には反映されないことになっている。

そこで、これらの収入を増やすために各大学でどのような取り組みが行われているかを以下で取り上げる。

4-1 自己収入を増やすために行われている特別な取り組み

図 11-4-1 は各大学が自己収入を増やすために行っている特別な取り組みの有無を尋ねた結果である。授業料・入学金、受験料、受託研究・共同研究、寄附金、知財関連収入の中で最も取り組みが進んでいるのは全体では受託研究・共同研究(75.9%)であり、続いて知財関連収入(72.3%)であった。

これを大学特性別に見ると、旧帝大と大学院大では知財関連収入に関する取り組み(各 85.7%, 100%)が最も高い。自由記述からは「機関帰属原則のもと各種知財に関する学内規則を新たに制定し、活用に向けた取組体制の構築を行い、また、知財を効果的・効率的に活用するために、TLOとの業務連携も行っている」(旧帝大)、「知的財産収入があった場合、発明者への対価の支払以外に、研究費として配分を行っている」(旧帝大)といった取り組みが行われている。

また、理工大・医科大・医総大・医無総大の4つは受託研究・共同研究に関する特別な取り組みが最も高い。「産学連携推進本部を新たに設置」「産学連携推進本部の教員、産学連携コーディネーター及び(財)理工学振興会から派遣の産学連携コーディネーターの活動により、企業ニーズを把握しシーズ・ニーズのマッチングに努め共同研究等の獲得を図っている」(理工大)、「教員評価による研究費の傾斜配分」(理工大)、「受託研究、共同研究、補助金、寄附金により獲得した研究費の額が一定額を超える教員に対し、インセンティブが働くよう配慮している」(医総大)、「獲得者の所属する学部へ追加の研究費を配分」(医総大)、「企業訪問、技術相談・技術説明会の開催、技術・ビジネス相談分野一覧作成及び配付、研究室訪問交流会の開催(県産業会議との連携)、企業との定期懇談会の開催」(医無総大)、といった取り組みが行われている。学内に推進本部を設置し、コーディネーターを配置し、企業訪問や技術相談会を開くなどの取り組みが行われており、さらに、研究費のインセンティブを学部単位や研究者個人に配布している大学も存在する。

また、文科大では寄附金に関する特別な取り組みの割合(83.3%)が最も高い。「教育研究振興基金を創設し寄付を受け入れている」「大学のサポーターを募り継続的な寄附の確保を図っている」(文科大)といった取り組みが行われている。理系学部を持たず、多額の外部資金獲得が困難であることから、このタイプの大学では寄附金確保の取り組みが最も進んでいると考えられる。

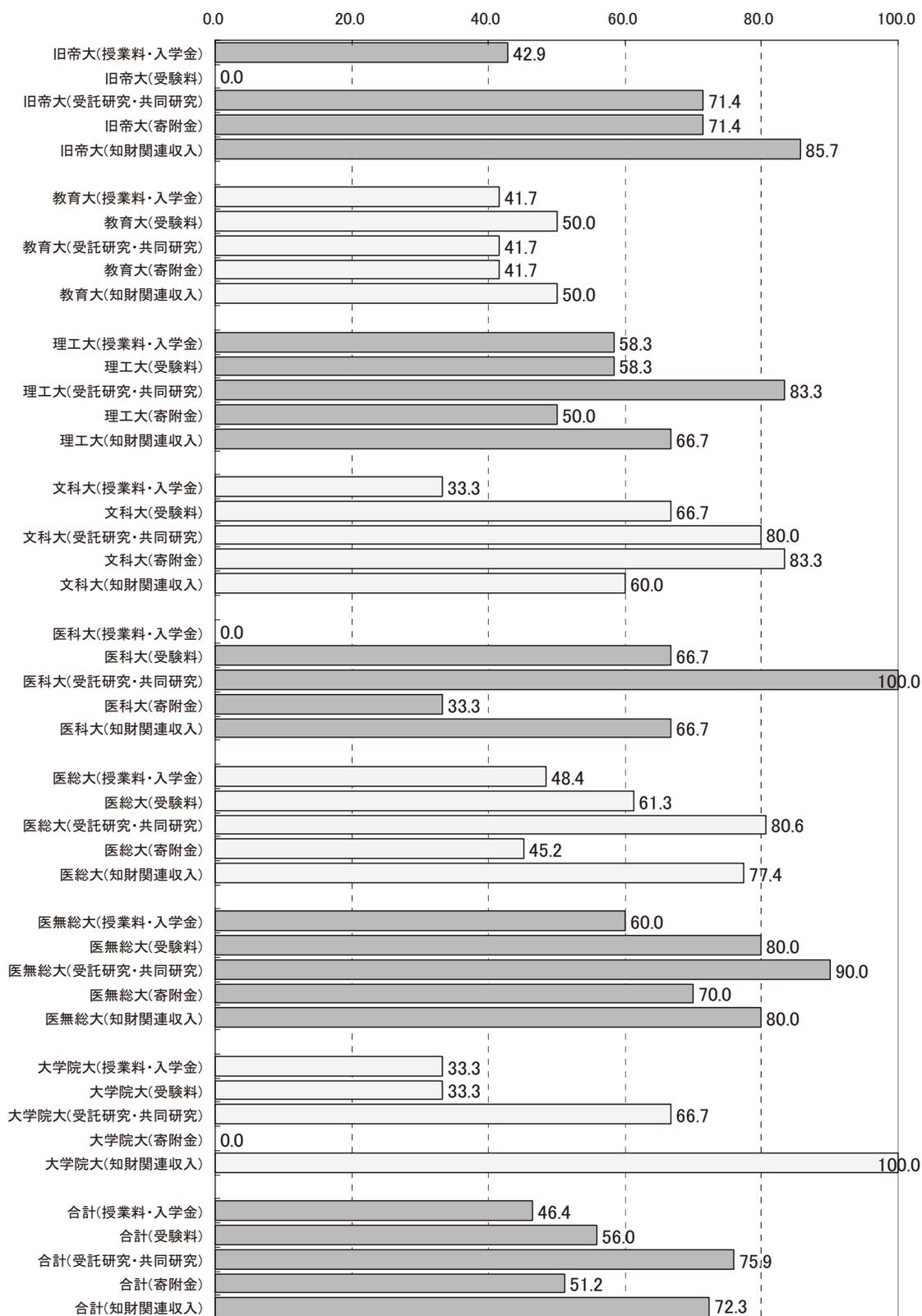
最後に教育大は受験料収入と知財関連収入への取り組みが各 50.0%であった。全体的に自己収入の確保への特別な取り組みは他の類型よりも進んでいない状況にある。「県内のほとんどの高校や近隣県への高校への教員と職員による高校訪問を行い大学をPRした」(教育大)といった受験生確保のための取り組みが行われている。この他の取り組みとしては、1) 広報活動の充実(説明会や広報誌)、2) 学内資金配分のインセンティブ(経費の傾斜配分)、3) 入試優秀者への奨学金制度の実施、4) 受験地の工夫(東京など)、等が行われている(※他類型の大学の取り組みも含む)。

なお、授業料・入学金収入に関する特別な取り組みに最も力を入れている類型はなかった。ただし、自由記述からは 1)徴収方法の工夫、2)銀行と提携した独自ローンの創設、3)修学指導の充実、4)その他 (ex. 学部別入学者目標設定とインセンティブ付与) 等の取り組みが行われている。

最後に、自己収入をあげるためのその他の取り組みとしては、以下のようなものがある。

- ・ 利用料の有料化・見直し・・・駐車料金／卒業証明書／施設利用料／セミナー／教育相談／学位論文審査手数料の単価改正／
- ・ 管理の見直し・学内の飲料自動販売機を全て大学管理としその売り上げから一定の収入を得る
- ・ サービスの見直し・充実・・・公開講座の充実／学内施設の積極的な有料貸し出し／所有機器類の学外機関への有料使用の検討／非常勤講師宿泊施設利用基準・職員宿舎の入居基準を見直し利用者・入居者の拡大を図った／
- ・ 販売・ロイヤルティ収入・・・ワイン・タイピン等の研究成果を利用し商品化したものへの商標ロイヤルティ／大学ブランドの商品の開発／大学オリジナルワインの販売／農産物販売を地元新聞にPRし一般市民からの販売実績を伸ばした／
- ・ 資産運用・・・余裕金の短期運用で毎年250万円の利息収入／大口定期預金を運用／
- ・ 学内予算配分によるインセンティブ付与・・・収入確保インセンティブ経費を部局へ配分／雑収入の獲得額に基づき支出予算配分することで部局のインセンティブを高める制度を立ち上げた／
- ・ その他財源の多様化・・・後援会組織の設置を計画／ISO14001を取得し資源物及びペットボトルの売り払いを行った

図 11-6-1 法人化後に自己収入をふやすために特別な取り組みをしているか



4-2 授業料の設定に関する意見

先にも述べたように、法人化に伴い、国立大学は授業料・入学料・検定料を定められた標準額の110%を上限として自由に設定できるようになった(平成19年度より120%に変更予定)。国立大学法人法には「国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。」(第22条4項)と定められており、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年3月31日文部科学省令第16号)には次のように規程されている。

第2条(授業料、入学料及び検定料の標準額等)「国立大学及び国立大学に附属して設置される学校の授業料の年額、入学料及び入学等に係る検定料は……に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。」

国立大学の授業料、入学料、検定料(H18年度)

区分	授業料の年額	入学料	検定料
大学の学部(夜間除く)	535,800	282,000	17,000
大学の夜間において授業を行う学部	267,900	141,000	10,000
大学院の研究科(法科大学院除く)	535,800	282,000	30,000
法科大学院	804,000	282,000	30,000

第10条(授業料等の上限額等)「……授業料の年額、入学料又は入学等に係る検定料を定めようとする場合において、特別の事情があるときは、……これらに規定する額にそれぞれ百分の百十を乗じて得た額を超えない範囲内において、これらを定めることができる。」

しかし、実際には法人化後に標準授業料以外の額を設定した大学は少数であった(H18は学部・大学院全て1、大学院全て1、大学院博士全て4、特定の研究科2)。また、文科省の調査では、入学料、検定料を標準額以外に設定した大学が皆無であることが明らかとなっている。

○授業料(年額) 標準額と異なる額に設定 6大学 (H18)・

大学名	学部・学科等	授業料	標準額	差額
北海道教育	大学院	520,800	535,800	△15,000
北見工業	大学院(博士課程)	520,800	535,800	△15,000
千葉	大学院(博士課程)	520,800	535,800	△15,000
東京	大学院(博士課程)	520,800	535,800	△15,000
三重	大学院(博士課程)	520,800	535,800	△15,000
佐賀	大学の学部、大学院	520,800	535,800	△15,000

○特定の研究科等において、標準額と異なる額を設定 (H18)

大学名	研究科等	授業料	標準額	差額
東北	経済学研究科 会計専門職専攻	589,300	535,800	53,500
東京農工	技術経営研究科 技術リスクマネジメント専攻	572,400	535,800	36,600

○入学料 (H18)

・標準額と同額に設定 87大学

○検定料 (H18)

・標準額と同額に設定 87大学

出所 文部科学省「平成18年度国立大学の授業料、入学料及び検定料の調査結果について」

現行の授業料設定方式についての各大学の考え方を示したのが図 11-4-2 である。全体では現行方式で良いが 6 割、大学の裁量拡大が 3 割、裁量縮小が 1 割である。これを大学特性別に見ると、医総大では 2 割、医無総大では 1 割の大学が「大学による裁量の余地を狭めるべきだ」と感じている。自由記述には「国立大学間で授業料に格差があるのは良くない」（医総大）という理由が挙げられている。自由記述から、現行の授業料設定方式に対する各国立大学の意見をまとめると以下のようなになる。

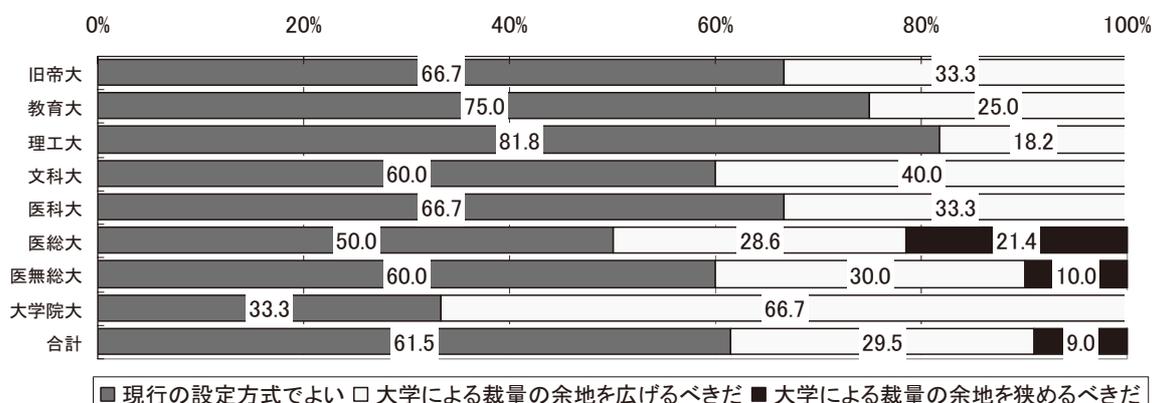
<メリット>

- ・ 標準額・・・標準額が決まっている／実験系・非実験系で格差がない
- ・ 国立大学の使命・・・高等教育の機会均等の保障
- ・ 国立大学間の競争・・・ほぼ一定のため価格競争を考える必要なし／国立大学法人の歩調が乱れにくい／地方大学では授業料引き下げは学生募集の一つの手段

<デメリット>

- ・ 標準額・・・標準額アップによる値上げが法人の自主的値上げもしくは法人独自の財源確保と誤解される／標準額の設定に大学が関与できない
- ・ 国立大学の使命・・・裁量の余地の拡大は地域間及び学部間の差に結びつき国立大学の放棄につながる
- ・ 国立大学間の競争・・・悪い意味での横並び
- ・ 運営費交付金との関係・・・運営費交付金の算定に連動しているため独自の授業料設定が事実上できない／値上げしてもその分運営費を減らされる／裁量の余地はないに等しい
- ・ 授業料設定の自由度・・・学部ごとに授業料の差があってもよいのでは／教育に要する費用に応じた授業料設定を可能に／大学の多様化を可能とする授業料設定

図 11-6-2 現行の授業料設定方式に対する意見



5. おわりに

以上、本稿では、各大学による運営費交付金制度の評価、特別教育研究経費・新規組織整備の資金獲得の取り組み、運営費交付金以外の自己収入を増加させる努力、について見てきた。最後に、本稿で明らかになったことを整理する。

まず、各大学が効率化係数等による交付金削減にどのように対応しているかについては、特に教育大と大学院大では経費節減のみによる対応を行っている大学が多いことが明らかとなった。これら2つの類型に属する大学は、交付金依存度が他の類型よりも高く、交付金の削減が大学経営にもたらす影響は大きい。しかし、自己収入の確保は容易ではなく、厳しい経費節減で対応が図られている。

次に、運営費交付金の導入の効果については、多くの大学で管理運営の効率化、教育研究の活性化、社会貢献活動の拡充に結びついている。しかし、大学特性別にみると状況は大きく異なり、特に一部の類型(医無総大)であまり成果があがっていないことが明らかとなった。この理由については人件費率の高さから身動きが取れないという意見があったが、さらに詳しく理由を検討する必要がある。

また、新規概算に相当する特別教育研究経費・新規組織整備については、1)採択率は法人化以前と比較して全体的に伸びているが、状況は大学特性によって大きく異なっており、特に理工大・教育大・文科大で伸びていること、2)両者の経費を比較した場合は新規組織整備の方が採択率は高いこと、3)概算要求時代と比較した獲得の容易さについては特別教育研究経費・新規組織整備ともに「どちらともいえない」が6割以上を占めていること、4)獲得に向けた全学的な取り組みは大学特性によって状況が大きく異なること、5)学内での優先順位決定において重視する項目は法人化以前・以後で大きな変化はないが、最も重視する項目である「大学にとっての要求項目の必要性」については法人化以後に割合が大きく上昇していること、が明らかとなった。特に、採択率の伸びについては、特別教育研究経費が法人化以前の新規概算要求の一部分に従来は新規概算に含まれなかった要求事項を加えて新たに編成されていることを考えると、この制度の変化が一つの理由である可能性は高い。しかし、明確な理由はこの調査からは明らかにはできない。

さらに、自己収入を増やすための取り組みについては大学特性別にみると1)旧帝大と大学院大では知財関連収入に関する取り組みが最も高い、2)理工大・医科大・医総大・医無総大では受託研究・共同研究に関する特別な取り組みが最も高い、3)文科大では寄附金に関する特別な取り組みの割合が最も高い、4)教育大は自己収入の確保への特別な取り組みが他の類型よりも進んでいない、ことが明らかとなった。各大学では、自己収入を増やすために利用料の有料化や見直し、管理の見直し、サービスの見直し、販売・ロイヤルティ収入の増加、資産運用、といったことに積極的に取り組んでいる。

最後に、現行授業料の設定方式については、現行のままでよいとした大学が全体の6割であった。しかし、医総大と医無総大のグループでは大学による裁量の余地を狭めるべきだという意見がそれぞれ2割、1割あった。これは高等教育の機会均等や国立大学の使命を主な理由としている。

今後、交付金の削減はさらに進み、各大学は収入増による対応や経費節減による経営財源の捻出が

強く求められるようになるだろう。しかし大学特性格に見た状況では、非常に状況が厳しい大学もあり、教育・研究の質の低下を招かないよう、しかるべき対応が必要になると予想される。

※なお、本稿の執筆にあたり山口大学財務部財務課より大きな協力を得た。ここに記して謝意を表したい。

<参考文献>

- 天野郁夫, 2006, 「国立大学論—格差構造と法人化—」国立大学財務・経営センター『大学財務経営研究』第3号, 193-223頁。
- 国立大学財務・経営センター, 2004, 『国立大学法人経営ハンドブック』第1集。
- 国立大学財務・経営センター, 2006, 『国立大学法人経営ハンドブック』第2集。
- 国立大学財務・経営センター研究部, 2004, 『国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する全国調査：中間報告書』。
- 国立大学財務・経営センター研究部, 2005, 『国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する総合的研究』国立大学財務・経営センター研究報告第9号。
- 国立大学財務・経営センター研究部, 2006, 『国立大学法人の財務・経営の実態に関する全国調査：中間報告書』。
- 国立大学財務・経営センター国立大学法人財務分析研究会編, 2006, 『平成17年度 国立大学の財務』。
- 崎元達郎, 2005, 「国立大学法人の運営資金の構造と可能性」国立大学財務・経営センター『大学財務経営研究』第2号, 111-118頁。
- 佐藤誠二, 2005, 『国立大学法人財務マネジメント』森山書店。
- 新日本監査法人編, 2004, 『よくわかる国立大学法人会計基準』白桃書房。
- 本間政雄, 2005, 『国立大学法人化と大学改革—大学改革現在進行中—』NPO法人学校経理研究会。
- 民主教育協会・高等教育研究所, 2004, 『IDE 現代の高等教育：大学ファンディングの新システム』No. 465, 2004年11-12月号。
- 民主教育協会・高等教育研究所, 2006, 『IDE 現代の高等教育：大学の寄付金戦略』No. 484, 2006年10月号。
- 文教予算事務研究会編, 1998, 『平成10年度 文教予算の実務ガイド：大学編』第一法規。
- 文教予算事務研究会編, 2002, 『国立学校特別会計予算執務ハンドブック 平成14年度』第一法規。
- 山口大学財務部財務課, 2006, 『国立大学法人山口大学の予算について(未定稿)』(平成18年1月1日版)

〈注〉

1 附表1 大学特性別区分

旧帝大	北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学	7校
教育大	北海道教育大学、宮城教育大学、東京学芸大学、上越教育大学、愛知教育大学、京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学、鹿屋体育大学	12校
理工大	室蘭工業大学、帯広畜産大学、北見工業大学、東京農工大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、長岡技術科学大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学	12校
文科大	小樽商科大学、東京外国語大学、東京芸術大学、一橋大学、滋賀大学、大阪外国語大学	6校
医科大	旭川医科大学、東京医科歯科大学(※)、浜松医科大学、滋賀医科大学	4校
医総大	弘前大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、群馬大学、千葉大学、新潟大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、三重大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学	31校
医無総大	岩手大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、お茶の水女子大学、横浜国立大学、富山大学、静岡大学、奈良女子大学、和歌山大学	10校
大学院大	政策研究大学院大学(※)、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、総合研究大学院大学	4校
計		86校

※本分析では86校中、無回答2校を除く84校を分析対象としている